公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和7年10月14日

愛知県知事 大 村 秀 章

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社カネスエ商事

日進市浅田町平池260番地

代表取締役 牛田 彰

- 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)カネスエ田県店 小牧市田県町113番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日 令和8年5月3日
- 4 大規模小売店舗の概要

	項	概	要			
氏名又は名称		株式会社カネスエ商事				
代表者の氏名		代表取締役 牛田 彰				
住所		日進市浅田町平池260番地				
その他小売業を行う者		なし				
の合計		1,480m²				
駐車場	位置	縦覧による				
	収容台数	50台				
駐輪場	位置	縦覧による				
	収容台数	42台				
荷さばき施設	位置	縦覧による				
	面積	30m²				
廃棄物等の保管施 設	位置	縦覧による				
	容量	8.74m²				
小売業を行う者の開店時刻		午前7時				
小売業を行う者の閉店時刻		午後9時45分				
	住所 その他小売業を行う の合計 駐車場 駐輪場 荷さばき施設 廃棄物等の保管施 小売業を行う者の開	住所 その他小売業を行う者 の合計 位置 駐車場 位置 収容台数 位置 収容台数 位置 成容台数 位置 麻棄物等の保管施 位置 廃棄物等の保管施 位置 容量 小売業を行う者の開店時刻	住所 日進市浅田町平池260番地 その他小売業を行う者 なし の合計 1,480㎡ 駐車場 位置 縦覧による 収容台数 50台 駐輪場 位置 縦覧による 収容台数 42台 荷さばき施設 位置 縦覧による 産棄物等の保管施設 縦覧による 容量 8.74㎡ 小売業を行う者の開店時刻 午前 7 時			

	令和7年10	月14日	火曜日	愛知県	具 公 報	第648号	
力馬出	来客が駐車場を利用すること ができる時間帯		午前6時30分から午後10時まで				
	駐車場の自動車の	数	4箇所				
	出入口	位置	縦覧による				
	荷さばき施設において荷さば 24時間 きを行うことができる時間帯						
令 届	出の日 和7年9月2日 出等の縦覧場所 知県経済産業局中小	企業部商	商業流通課(名古屋市	5中区三の丸3	三丁目1-2)	
令		から行	[18] 전투 시민 (18] 전 18 (18] - 18 (18] 전 18] 전 18 (18]			、令和7年12月29日から3:	
除く。	で及び ^{〒和8年1月} 。)の午前9時から午 見書の提出期限及び 和8年2月16日(月)	後5時 提出先		9 る仏律(昭	和23平在年来	第178号)に規定する休日を	
爱生	知県経済産業局中小	企業部商	商業流通課				